

平成26年4月

NASVA

自動車事故対策機構 滋賀支所

電話 077-585-8290

平成26年10月から毎週木曜日は「適性診断休業日」となります。

皆様のご理解をお願い申し上げます！！

平素は、独立行政法人 自動車事故対策機構(NASVA)をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、NASVAでは、自動車事故の防止と自動車事故被害者の保護を両輪に自動車事故対策を推進しておりますが、この度、運送事業者の皆様ニーズを踏まえた適性診断業務を効率的に実施する一方で、自動車事故により被害に遭われた方々に対するより効果的な支援に取り組むため、平成26年10月から、毎週木曜日を「被害者援護促進の日」として、被害者援護業務に積極的に取り組むことになりました。

これに伴い、大阪主管支所を除く各府県支所において「被害者援護促進の日」には適性診断を休診とさせていただきます、訪問支援等の被害者援護業務に取り組んで参ります。

運送事業者始め関係の皆様には大変ご不便をおかけしますが、第一・第三土曜日を含め他の曜日につきましては従来同様の適性診断業務を実施いたしますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、適性診断以外の業務につきましては通常営業をいたし、運行管理者等指導講習会につきましても、平成26年度の年間スケジュールどおり実施いたします。

また、被害者支援業務の主な概要につきましては下記のとおりです。より一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

介護料の支給と訪問支援



くわい  
のびとくら

自動車事故により脳や脊髄などに重度の後遺障害を負われ、自宅介護を必要とされている方に、介護料を支給し、訪問してサポートしています。

交通遺児等育成資金の  
無利子貸付と友の会



くわい  
のびとくら

交通事故で保護者を亡くされた児童に育成資金を無利子で貸付し、家族も一緒に参加・交流できる「友の会」を運営しています。

ナスバの被害者支援業務につきましては、ナスバのホームページをご参照のほか、支所にお気軽にお問い合わせください。